平成２３年（フ）第９６号
広島市安佐北区あさひが丘６丁目30番11号
債務者　有田　一二
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１号
愛媛県西予市城川町魚成4638番地
債務者　松浦　正喜
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１３３４号
北九州市小倉南区城野３丁目３番27―205号
債務者　長松　正憲
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１４０２号
北九州市若松区高須東４丁目12番22―101号
債務者　藤田　清美
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７号
福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘７番７―51号
債務者　那須　正人
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２４号
福岡県遠賀郡芦屋町浜口町９番６―307号
債務者　山口ヱミ子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２８号
北九州市小倉北区緑ケ丘３丁目６番１―305号
債務者　山本　大記
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７０６号
大分市西鶴崎１丁目３番７号第６府内プロパンビル603
債務者　渡邊日出美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２０号
大分市大字田尻104番地の１田尻小川ビル303
債務者　林　江利子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７１３号
鹿児島県鹿児島市唐湊１丁目15番５号第７マルティビル305号
債務者　大山　智洋
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７６２号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺１丁目32番地14
債務者　三宅伸一郎
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７９８号
鹿児島県鹿児島市上荒田町２番10―902号クレアセトル上荒田
債務者　石場　貴子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８２２号
鹿児島県鹿児島市東俣町3817番地24
債務者　山元　秀作
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８７６号
鹿児島県鹿児島市錦江台３丁目22番21号２Ｆ
債務者　松下　正道
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１１号
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目２番１号
債務者　福元　洋子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２５号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平200番地２仲村アパート102号
債務者　山城　一夫
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２５２号
青森県八戸市大字鮫町字林通50番地７
債務者　藤田　孝子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２９１号
茨城県取手市本郷１丁目22番２号、前住所千葉県柏市酒井根４丁目８番13号
債務者　北嶋　沙織（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係